

III 学生生活

1. 通学
2. 事務窓口の取り扱い
3. 掲示・連絡
4. 学内施設・備品
5. 奨学金
6. 学生保険制度
7. 健康管理
8. 学生相談
9. ハラスメントの防止と対策
10. 災害対策
11. 天候による非常事態への対応
12. 健全な学生生活を送るための留意点やマナーに関するここと
13. 学生の自治活動
14. キャリア形成支援
15. 学内で実施される主な行事

1. 通学

活

1) 通学について

(1) 車両による通学

① 自動車・バイク(原付を含む)

本学での自動車、バイクなどによる通学は許可制となっています。車両による通学を希望する場合は、総務課に相談してください。

生

② 自転車

自転車による通学は、特に事前の届出(許可)を必要としませんが、歩行者、通行車両に十分注意してください。なお、自転車は2号館玄関横に駐輪してください。指定場所以外の駐輪車両は撤去いたします。

Ⅲ
学

生

(2) 徒歩による通学

本学に通じる道路は、地域住民も利用する公共道路です。マナーを守り、良識をもって通学してください。また、場所によっては歩道が狭いので、通行車両には十分に注意してください。特に冬の雪道は、歩行条件が悪くなるので注意してください。

2) 通学定期券

通学定期券は、大学に届け出ている現住所の最寄り駅（停留所）から大学の最寄り駅（停留所）までの最短区間にて購入することができます（地下鉄、市電を除く）。

地下鉄および市電を利用する場合は、学校や自宅の所在地に関係なく、発着駅を指定して購入できます。利用交通機関の定期券販売所で申込書に必要事項を記入し、学生証（裏面の住所、通学区間の記入が必要）を提示のうえ購入してください。

なお、実習用通学定期は、大学から各交通機関への事前申請手続きが必要となります。購入（申込み）については、実習開始前までに学生掲示板、またはTeamsにてお知らせいたしますので確認をしてください。

●通学定期の購入方法

札幌市交通局 <https://www.city.sapporo.jp/st/josyaken/teiki/tugaku-konyu.html>

3) 通学時の注意

通学時は学生にふさわしい服装を心がけ、近隣住民、他の学生などへの迷惑行為（大声での会話、歩きタバコ、ゴミや空き缶等のポイ捨てなど）を慎み、学生一人ひとりが本学の学生として自覚をもってマナーを守ってください。特に、公共交通機関にあっては利用マナー（停留所などの待機整列、携帯電話の通話をしない、優先席の不適切な利用をしないなど）に留意してください。

2. 事務窓口の取り扱い

1) 取扱時間

場 所	取扱時間	備 考
事務局 (4号館1階)	月曜日～金曜日 9:15～17:30	祝日及び学休日を除く。

2) 事務担当及び業務内容

担当窓口		業務内容	
学 務 課	教 務	学籍・身上変更願・届	休学、退学、復学、住所変更届など
		履修・授業	履修方法・登録、時間割、休講、授業変更、欠席届など
		実習・試験・資格試験	臨地実習、定期試験、追・再試験、看護師、管理栄養士など
		その他	各種証明書等の発行など
学 務 課	学生支援	奨学金	本学奨学金、日本学生支援機構、その他の奨学金など
		学友会	企画運営、サークルの結成など
		施設・設備	教室、演習室、体育館、グラウンド、什器備品など
		涉外・損害事故	学生教育研究災害傷害保険、WILL、海外渡航届など
		その他	学生証、健康相談・予防接種、紛失物・拾得物など
進 路 支 援 課	キャリア 支援	就職	キャリア支援室の運営、個別相談、模擬面接、エントリーシート・履歴書の添削など
		資格試験	模擬試験代金の徴収、国家試験補講の申込みなど
	入試広報	オープンキャンパス運営、オープンキャンパススタッフ募集窓口、広報媒体（パンフレット・ホームページ等）の制作など	
総 務 課	庶 務	車両通学、Wi-Fi設定、他	
	会 計	授業料の納入（延納手続きを含む）、他	
	管 財	施設・設備品の管理、情報機器の保守管理（利用指導）・障害対応、学内清掃、防火防災、他	

3) 諸届(願書)

すでに大学に届け出ている事項の変更又は下記に該当する事由が生じた場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、学務課に提出してください。

活

	種 別	内 容	提出期日
学籍関係	休学願	休学を願い出るとき	指定日時
	復学願	復学を願い出るとき	
	退学願	退学を願い出るとき	
	復籍願	復籍を願い出るとき	事前相談要
	再入学願	再入学を願い出るとき	退学日から 2年以内
身上変更	住所等変更届	入学時に届け出た学生本人や保証人等の氏名、現住所、電話（携帯）番号に変更が生じたとき。 ※手続き(変更)を怠ると、重要書類の不通、諸手続きの遺漏など学籍管理上の支障を招く原因となりますので十分に注意してください。	7日以内 生
学習関係	授業欠席届	授業を欠席したとき	原則5日以内
		試験を欠席したとき	指定日時
	長期欠席届	授業などを連続7日以上、欠席したとき	即時
	追試験受験願(受験許可書)	追試験を申し込むとき	指定日時
	再試験受験願(受験票)	再試験を申し込むとき	指定日時
学生生活関係	海外渡航届	個人で海外渡航をするとき	随時
	学生旅客運賃学割証交付願(学割)	学割証の発行を願い出るとき (片道101km以上で普通運賃2割引)	使用日の 3日前以上
	① 団体旅行申込書交付願 ② 団体旅行申込書※	団体旅行申込書の発行を願い出るとき	使用日の 1ヶ月前
	施設・設備品使用願	学内施設、物品、実習器具の使用を願い出るとき	7日前
	サークル活動関係	サークルの結成を願い出るとき	随時
サークル活動関係	団体継続願	サークルの継続を願い出るとき	年度末
	団体昇格願	サークルの昇格を願い出るとき	年度末
	登録名簿	サークル構成員の登録を願い出るとき	随時
	団体解散届	サークルの解散を願い出るとき	随時
	学友会・サークル活動予算計画書	サークル活動予算を届け出るとき	年度初
	年間活動計画書	サークルの年間活動計画を届け出るとき	年度初
	月別活動予定（報告）表	サークルの月別活動予定（結果）を届け出るとき	毎月

III
学

※団体旅行申込書は、JR北海道みどりの窓口に設置しております。

注) 届け出・願書の様式は巻末を参照ください。

4) 各種証明書等

証明書発行および各種申込は、オンライン申請（証明書発行サービス）となります。本学ホームページから「証明書発行サービス」にログインし(スマートフォン可)、手続きをしてください。

(1) 証明書の発行

証明書	手数料	コンビニ	窓口受取	郵送
在学証明書*	500 円	○	○	○
卒業証明書*	500 円	○	○	○
卒業見込証明書*	500 円	○	○	○
成績証明書*	500 円	○	○	○
在籍期間証明書*	500 円	×	○	○
退学証明書	500 円	×	○	○
修業(見込)証明書	500 円	×	○	○
管理栄養士課程修了(見込)証明書	500 円	×	○	○
学力に関する証明書	500 円	×	○	○
推薦書	500 円	×	○	○
調査書	500 円	×	○	○
健康診断証明書	500 円	×	○	○
各種健康診断結果通知書（再発行）	500 円	×	○	○
上記にない証明書	要相談	×	○	○

* 英文証明書の発行が可能です。(1通 500 円、7 日後発行。コンビニで手数料を支払った上で、
学務課へその旨申出してください。)

※コンビニ発行は即日交付、窓口受取または郵送の場合は 2 営業日以降の交付・発送となります。

※証明書の「厳封」を希望する場合は、窓口受取または郵送を選択してください。

※コンビニ発行の場合は、別途マルチプリンタ印刷料金（60 円／1 枚）がかかります。

※郵送発行の場合は、別途レターパックライト料金(370 円)がかかります。

※上記に掲載のない証明書については、別途相談の上、発行の可否の検討を行います。

(2) 試験関連等発行手数料

申込	交付日	手数料	備考
再試験受験申込書(受験票)	即時	2,200 円	詳細はシラバスに記載されています。
追試験受験申込書(受験票)	即時	500 円	
追実習受講申込書	即時	500 円	

(3) 各種申込

申込	交付日(目安)	手数料	備考
学生証(再交付)	7日後	1,200円	— 活
仮学生証	即時	500円	発行日のみ有効
自動車通学登録証	別途連絡	1,200円	—
自動車駐車票	別途連絡	500円	—
実習ネーム(再交付)	7日後	600円	— 生

※交付日は、別途担当者より連絡します。

III
学

生

3. 掲示・連絡

1) 学生への掲示・連絡

大学から学生への連絡は、CampusPlan、Teams、掲示などによって行いますので毎日確認してください。確認せず、必要な手続きを怠ったために不都合・不利益が生じても、学生本人の責任となりますので十分に注意してください。

*主な掲示場所

掲示場所			掲示内容
1号館	1階	図書館前・横	図書館関係 新刊、貸出予約、返却、特別展など
	2階	自習スペース	学友会関係 学友会からの連絡、サークル団体への連絡など
4号館	1階	情報処理室前	教務関係① 時間割、授業・教室変更、休講、補講、教科書販売、各種スケジュールなど
			学生関係① 奨学金、ボランティア案内、講演会案内など
	1階	非常勤講師室前	教務関係② 定期試験時間割、試験結果発表、その他連絡事項など
		事務局前ロビー	学生関係② 学生呼び出し、学生行事、学生相談室情報、図書館カレンダー、バス情報、その他連絡事項など
	1階	学生相談室前	キャリア支援関係① 国家試験対策、就職活動案内など
		健康管理室前	保健関係 予防接種連絡、保健だより、健康相談など
	2階	ラウンジ	学生関係③ 奨学金情報など
5号館	3階	ラウンジ内	学生関係④ アルバイト募集、各種旅行案内、学外団体の催事案内など
		学友会室前	学友会関係 学友会主催行事（体育大会、大学祭など）の案内など
5号館	1階	エレベータ室前	キャリア支援関係② 国家試験対策、就職活動案内など

2) 学生による掲示・連絡

- (1) 学生個人、団体などが作成した掲示物(ポスター、連絡書)は、学生専用掲示板に限り掲示することができます。掲示を希望する場合は、学務課(学生支援担当)に掲示物を提出し、事前の承認を得る必要があります。
- (2) 掲示の承認は、掲示物の記載内容、大きさなどにより判断します。原則として、掲示物の大きさはA3又はA4サイズ1枚とし、掲示期間を1週間以内とします。また、指定された場所以外(廊下、教室、扉など)への掲示は認めません。
- (3) 特定の個人、団体などを誹謗し名誉を傷つけるもの、虚偽の事項を記載したもの、その他内容、形状、大きさなど品位を欠くものは承認できません。
- (4) 掲示物は、掲示期間終了後、掲示者の責任において撤去してください。また、掲示期間を経過したもの、承認を受けたものと相違するもの、承認印のないもの、指定場所以外のものなど、不適当であるとみなされるものについては、学務課(学生支援担当)にて撤去する場合があります。

4. 学内施設・備品

活

1) 設備・備品

内容・用途	施設名称(場所)	場所
図書・参考資料・視聴覚教材などの貸出・返却	図書館	1号館1階
視聴覚・自習など	グループ閲覧室	1号館1階
授業・自習など	情報処理室 ※原則、授業時以外は開放	4号館1階
授業、サークル活動など（土足厳禁）	体育館 ※原則、授業及びサークル使用時以外は開放	3号館1階
コピーサービス	図書館	1号館1階
学生用コピー機有料（プリペイドカード要） 白黒10円、カラー50円	ラウンジ 自習スペース	4号館3階 1号館2階
コピー機有料用カードの購入	プリペイドカード販売機	4号館1階
学生用シュレッダー	自習スペース ラウンジ	1号館2階 4号館3階
衣類等の保管管理	男子ロッカー室 女子ロッカー室	3号館2階 4号館2階
弁当、惣菜、菓子、飲み物、文房具、本、雑誌などの購入	売店 セーコーマート	3号館1階
飲食スペース	学生食堂 3202・3203	3号館2階
学業、生活、友人関係などの相談	学生相談室	4号館1階
ケガの応急措置、健康管理など	健康管理室	
無線LAN環境(Wi-Fi)	ラウンジなど	校舎内全域
就職活動・国家試験などの情報	キャリア支援室	4号館2階
学友会の活動	学友会室	4号館3階
サークル団体のミーティング		
自転車の駐輪場	駐輪場	2号館玄関前
学生車両(バイクを含む)の駐車場	学生駐車場	
体育授業、課外活動	グラウンド(構外)	

(注)学内の施設・設備の利用は、原則、日曜、祝祭日を除く。

2) ロッカー室

- (1) 男女別ロッカー（3号館2階・4号館2階）を、卒業時まで貸与します。
- (2) ロッカーは、学生本人の責任において管理し、常時施錠してください。
- (3) ロッカーキーの修理・破損等による交換費用は、学生の実費負担となります。

3) 施設の利用方法

(1) 学内施設の利用時間

利用時間	備 考
9：00～20：00	協定に基づく外部団体への貸出を除く

- (2) 学生個人、団体などが、本学の施設（講義室、演習室、会議室、体育館、グラウンドなど）の借用を願い出る場合、その代表者は利用目的、期間（短期間・不定期）を問わず事務局学務課（学生支援担当）に「施設・設備品使用願」を提出しなければなりません。
- (3) 情報処理室は、当面の間、対面授業で登校する学生に限り授業が行われていない時間帯に自主学習などの利用を許可しています。
- (4) 昼休みの体育館利用は、申請しなくとも自由に利用できます。（体育館内の特定の用具用品の利用は、別途申請が必要となります。）
- (5) ミーティングなどで利用する際は、机、イスなどの什器備品類を必ず所定の位置に戻してください。また、火気には十分留意してください。

4) 設備品の借用

- (1) 学生個人、団体などが大学の設備品（実習用器具、什器備品など）の借用を希望する場合、その代表者は、事務局学務課（学生支援担当）に「施設・設備品使用願」を提出しなければなりません。
- (2) 借用物品の貸出・返却は、原則として事務局学務課（学生支援担当）の立会い確認のもとで行います。なお、遠隔授業等で必要な備品等がある場合は、総務課に申し出てください。
- (3) 借用物品を紛失又は故意に破損してしまった場合、代表者はこれを弁償しなければなりません。

5) 学生による印刷物等の配布・発行

- (1) 学生個人、団体などが学内において、他の学生に新聞、小冊子、アンケート用紙などを配布（発行）しようとする場合は、事務局学務課（学生支援担当）に印刷物を提出のうえ、事前に学生部長の承認を得なければなりません。
ただし、大学を誹謗し品位を汚すもの、個人の名誉を棄損するものは承認できません。
- (2) 学生個人、団体などが大学名、サークル名などを利用して、学外で印刷物を配布・掲示又は特定団体の活動に参加する場合も同様に承認を得なければなりません。

6) 学生による集会・大会等の開催

学生個人、団体などが、学内において集会、大会、募金活動、販売行為、署名活動、その他の行事などを実施する場合、その代表者は事務局学務課（学生支援担当）に詳細のわかる文書を提出し、事前に学生部長の承認を得なければなりません。また、学生部長は集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると判断した場合は、当該集会等の解散を命ずる場合があります。

7) 拾得物・遺失物

学内における拾得物は、事務局学務課（学生支援担当）に届けられてから4ヶ月間は4号館2階の陳列ケース内に陳列し、4ヶ月経過後は適宜処分します。自分の遺失物と思われる場合は、^{生活}学生証を持参のうえ学務課（学生支援担当）まで取りに来てください。また、財布、定期等の貴重品については、別途保管していますので、学務課にお問合せください。落とし物を学内で拾った場合も学務課（学生支援担当）に届けてください。

8) ゴミの分別と構内美化

資源のリサイクル、環境美化は、各自が責任をもって取り組んでください。生

下宿、アパート、学生会館に入居している学生は、家主や近隣住民に迷惑がかからないよう特に留意してください。

学内でのゴミ分別

ビン・カン類	プラスチック類	その他
空きカン、空きビン、ペットボトル	トレイ、ビニール袋など	燃やせるごみ 生

5. 奨学金

経済的理由により修学が困難な学生などに対して、次のような奨学金制度（給付・貸与）があります。貸与型の奨学金は、卒業後に返還義務が生じますので、家族と十分に話し合い、申し込んでください。また、いずれの奨学金制度も本学の選考・推薦を受け、それぞれの機関による審査後に採用の可否が決定されます。詳細については、入学後のガイダンスにおいて説明します。

1) 札幌保健医療大学学業成績優秀者給付奨学金【給付】

学生の勉学意欲の向上及び優秀な人材の輩出を図ることを目的としています。毎年、1年間以上在学の学生のうち、前年度の学業成績が優秀であり、かつ人物ともに優れた学生から選考されます。本奨学金は給付制奨学金で卒業後においても返還義務はありません。

区分	給付額（採用者数）
学業成績優秀者給付奨学金	一定額（若干名）

2) 札幌保健医療大学給付奨学金【給付】

経済的事由により学業の継続が困難な学生に対して奨学金を給付し修学を支援することを目的としています。奨学金を希望する学生は、所定の願書に家計基準を証明する書類を添付して提出してください。

出願条件	① 入学後、1年以上経過していること ② 家計基準が一定額以下で、学費の支弁が困難であること ③ 留年等がなく学業を継続している学生であること ④ 他の奨学金を受給または受給が確定していること ⑤ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金（第Ⅰ区分）を受給していないこと
奨学金	授業料年額のおおよそ半額に相当する額とする。 ただし、国による授業料減免対象者は、授業料年額の半額を超えない額とする。
採用人数	3名程度
給付	後期に納付すべき授業料から奨学金相当額を控除する方法により給付する。

3) 日本学生支援機構奨学金【給付・貸与】

経済的理由により修学が困難な優れた学生に対し、日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資として奨学金が給付および貸与される制度です。機構の貸与型奨学金は貸与終了後に返還義務が生じます。家庭の経済状況や自分の人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性や返還時の負担などを十分に考慮し、学資として必要とされる適切な金額を選択し申し込む必要があります。

また、2020年4月より新しい給付奨学金が始まりました。世帯収入が一定金額以下であれば、収入に応じた3段階の支援が受けられます。新しい給付型奨学金の対象者は、大学へ申請することにより、最大で年間70万円の授業料免除を受けることもできます。

[参考] 文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

(1) 奨学生の種別と月額 (「2023年奨学生のしおり」より抜粋)

種別	利子	給付・貸与の月額			期間	
給付型	—	自宅通学	自宅外通学		活	
		第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円		
		第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円		
		第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円		
※生活保護を受けている生計維持者と同居している学生および児童養護施設等から通学する学生はカッコ内の金額となります。						
貸与型	第1種	無利子	自宅通学者 : 20,000円、30,000円、40,000円、54,000円の4種類から選択 自宅外通学者 : 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円の5種類から選択		原則、卒業年度の3月分まで支給	
	第2種	有利子 (年利3%以内)	20,000円～120,000円 (10,000円刻み)		生	

※給付奨学生に採用された場合、第一種奨学生の貸与について制限があります。

※給付型と合わせて、貸与型の第二種奨学生および入学時特別増額貸与奨学生(10万円～50万円)も利用できます。

※貸与型奨学生は、所得要件により第一種と第二種の併用、入学時特別増額貸与奨学生を合わせて申し込むこともできます。

※貸与型第二種は、申込時に①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率を返還完了まで適用)、②利率見直し方式(返還期間中おおむね5年毎に見直される利率を適用)のうちから利率の算定方式を選択します。

(2) 申込基準

給付型、貸与型(第一種、第二種)ともに学業成績基準・家計基準等を満たしている必要があります。(詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。)

(3) 募集時期 4月・10月(定期採用)

(4) 申込方法

申込者本人が、インターネットを通じて機構専用ホームページにアクセスし、必要事項を入力して申し込みます。また、手続きの際には、申込者本人名義の銀行預金等の口座番号の入力が必要です。

(5) 採用発表

機構で選考し、採用の可否が決定されます。後日、大学より結果を通知します。

(6) 保証制度

貸与型奨学生は、申し込みの際に、保証制度(人的保証制度又は機関保証制度)の選択が必要です。どちらを選択しても、奨学生本人が奨学生の返還義務を負うことには変わりはありません。

人的保証	連帯保証人	原則として父母、父母がない場合は4親等以内の成人親族
	保証人	連帯保証人と別生計の4親等以内の成人親族
機関保証		一定の保証料(毎月の奨学生から控除)を支払うことにより、奨学生の返還に延滞が生じた場合、保証機関(日本国際教育支援協会)が一時的に本人に代わり返済します。

(7) 「進学届」・「在学届」の提出

高校在学中に奨学生採用候補者として内定を受けている学生（予約奨学生）は、指定された期間中に、機構から交付済みの『奨学生採用候補者決定通知』を大学に提出してください。所定の手続き後に奨学生として正式に採用されます。また、本学入学前に機構の奨学生であった学生は、入学後、『在学届（返還の手引き参照）』を提出することで、本学在学期間中の奨学金返還が猶予されます。

(8) 納付・貸与中の手続き

奨学金は、原則として修業年限まで、毎月、本人名義の指定金融機関に入金されます。

また、毎年度末までに「奨学金継続願」を提出し、大学から奨学生としての適格認定を受ける必要があります。修学・成績状況などにより、奨学生としての資格を取り消されることもあります。

(9) 学籍異動時の手続き

退学・休学・復学時には、機構の指定様式の願出の提出が必要です。学務課（学生支援担当）で手続きしてください。

(10) 奨学金の返還方法

- ① 貸与型奨学金は、採用と同時に「返還誓約書」を提出しなければなりません。奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目に始まります。リレーポ座（自動引落し）から、月賦又は月賦・半年賦併用で返還することとなります。
- ② 第一種奨学金の返還方法として「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のいずれかを選ぶことができます。「所得連動返還方式」は、貸与終了後の収入・所得に応じて月々の返還額が変動するため、無理のない返還が可能となります。
- ③ 返還が困難となった場合は、返還期限猶予制度（返還期限を猶予してもらう場合）や減額返還制度（病気、災害、失業などで収入が少なくなった場合）があります。

4) 各都道府県市町村の奨学金制度【給付・貸与】

各都道府県市町村が、居住者の子弟に学資を貸与（給付）する制度で、奨学金の支給要件はそれぞれ異なります。募集は、大学に依頼があるものと、各都道府県市町村が独自に実施するものがあります。また、機構の奨学金との重複受給を認めない場合もありますので、事前に確認をしてください。

5) 民間企業・公共団体等の奨学金制度【給付・貸与】

民間企業、公共団体、財団法人などが学力優秀で、経済的に修学が困難な学生に奨学金を貸与（給付）する制度で、それぞれに特色があり支給要件も異なっています。

募集時期・内容など、詳細は募集依頼があり次第、隨時、提示連絡をいたします。

6) 北海道看護職員養成修学資金【貸与（免除要件あり）】※看護学科のみ

北海道における看護職員の充足を図るため、将来道内において看護業務に従事しようとする学生に対し、その修学に必要な資金を貸与する制度です。

貸与要件	卒業後、道内の病院その他の施設で看護職（看護師、保健師）に従事しようという意思のある者。なお、※特定病院に就業を希望する学生は、一般修学資金と特別修学資金をあわせて申請することが可能です。 ※特定病院：道立江差病院 俱知安厚生病院 浦河赤十字病院 道立羽幌病院 町立中標津病院 遠軽厚生病院 深川市立病院 苫小牧市立病院 名寄市立病院 富良野協会病院 留萌市立病院 市立根室病院 網走厚生病院 広域紋別病院
貸与額	一般修学資金 月額 36,000 円（年額 432,000 円） 特別修学資金 月額 20,000 円（年額 240,000 円） 指定修学資金 月額 10,000 円（年額 120,000 円） ※特別修学資金を希望する学生で指定病院に就職を希望する場合、指定修学資金もあわせて申請することが可能です。 指定病院：遠軽厚生病院 網走厚生病院 広域紋別病院
返還義務	有（無利子） ※ただし、免除要件あり（以下参照）
返還免除の要件	卒業後、1年以内に免許を取得し、次の道内の特定施設等において看護業務に従事した場合に、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したときは貸付金の返還が免除されます。 看護師 ・病床が400床未満の病院 ※札幌市、旭川市、函館市所在する病院を除く ・診療所、訪問看護事業所、介護予防訪問看護事業所、介護老人保健施設、 介護老人福祉施設、介護医療院 保健師 ・人口5万人未満の市町村及び道立保健所 ※保健師としての業務に限る

(「2023年北海道看護職員養成修学資金」資料より抜粋)

7) 北海道看護協会奨学金【貸与】 ※看護学科のみ

北海道看護協会が将来道内において、看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸し付ける制度です。

貸与要件	将来、北海道内の病院その他の施設で看護職員の業務に従事しようとする者で、かつ経済的支援を必要としている者。
貸与額	月額 30,000 円（年額 360,000 円）
返還義務	有（無利子） 返還は、奨学金の貸与額全額とし、毎月 30,000 円の返還額となります。（一括返還可）。卒業後3か月を据え置いた7月からの返還となります。

(「2023年北海道看護協会奨学金」資料より抜粋)

8) 各医療法人の奨学金制度【貸与（免除要件あり）】 ※看護学科のみ

医療法人（病院・施設）が、将来、看護師を目指す学生を対象に、就学期間中の授業料の一部を負担（援助）する制度です。支給要件、貸与月額、貸与期間、返還方法など各医療機関によって異なります。

入学前に貸与決定している学生は、学年担任教員又は学務課（学生支援担当）に申し出る必要があります。入学後に貸与を希望する場合は、学年担任教員又は学務課（学生支援担当）に相談してください。

また、卒業後、当該医療機関に勤務することにより、在学期間中に貸与された奨学金の返還が免除となる場合もありますので、募集要項などをよく確認してください。

6. 学生保険制度

本学では、全学生を対象に不慮の事故に対する保険制度として「学生教育研究災害傷害保険（日本国際教育支援協会）」のほか、臨地実習中の事故に備えて、「Will（日本看護学校協議会共済会）」に加入することになっています。

詳細な補償内容はそれぞれの契約約款を参照してください。

「学生教育研究災害保険」「Will」とも正課外活動の補償は限定的となっています。サークル活動やボランティア活動の際には、必要な保険の加入を検討してください。

1) 学生教育研究災害傷害保険

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

大学の国内外における教育研究活動（通学、正課授業、学内行事、課外活動（クラブ活動、ボランティア活動中）など）における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害（ケガ）を被った場合に補償される保険です。

区分	正課・学校行事中	通学・移動中	左記以外での学内施設にいる間・学校施設外での課外活動中
死亡保険金	2,000万円		1,000万円
後遺障害保険金 (後遺障害の程度に応じて)	120万円から 3,000万円		60万円から1,500万円
医療保険金	治療日数1日以上3日まで	3千円	支払われません
	治療日数4日以上～13日まで、その日数に応じて	6千円～15千円	支払われません
	治療日数14日以上で、その日数に応じて		3万円～30万円
入院加算金		入院1日につき4千円（180日限度）	
接触感染予防保険金		1事故につき15千円（定額払）	

（2023年4月1日「加入者のしおり」より抜粋）

①事故発生時の対応

学内において事故が発生した場合は、速やかに健康管理室又は学務課（学生支援担当）に連絡してください。学外であれば引率教員又は責任者に連絡のうえ、必要に応じて病院などで手当を受けてください。その際、病院から受け取った領収証などの書類は保管しておいてください。

②請求手続き

事故が発生してから30日以内に、保険会社に事故通知を行ってください。事故通知は、「スマホ用アプリ版 SkettBook」または「LINE版 SkettBook」から可能です。

保険金の請求手続きは、保険会社から届いたメールの指示に従って、手続きしてください。

③保険金の給付

保険金の請求手続き完了後、保険会社の確認を経て、保険会社から指定口座への振り込みによ

って給付されます。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（医学生教育研究賠償責任保険）（医学賠）

日本国内外において正課（授業）、学校行事、課外活動（インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動）またはその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

区分	支払限度額
対人・対物賠償	対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円 生

（2023年4月1日「加入者のしおり」より抜粋）

①事故発生時の対応

学内において事故が発生した場合は、速やかに学務課（学生支援担当）に連絡してください。

学外であれば引率教員又は責任者に連絡してください。必要に応じて写真や修理明細等の証拠書類を準備し、保管しておいてください。

②請求手続き

事故が発生した場合は、すみやかに保険会社に事故通知を行ってください。事故通知は、東京海上日動の学校保健コーナー（フリーダイヤル 0120-868-066）に電話連絡で行ってください。

保険金の請求手続きは、「保険金請求書」を学務課（学生支援担当）から受け取り、必要事項を記入のうえ提出してください。

③保険金の給付

保険金の請求手続き完了後、保険会社の確認を経て、保険会社から指定口座への振り込みによって給付されます。

2) Will（日本看護学校協議会共済会）

臨地実習中の傷害・賠償・感染事故など思わぬ事故やトラブルへの補償制度です。臨地実習中を含めた学校管理下での傷害事故（ただし、学校が定める登校日以外は対象外）を補償する保険です。

※臨地実習を履修する学科学年的学生が対象です。

タイプ	総合生活保険（傷害補償）[基本補償]			
	実習中+学校管理下（国内外可）の傷害事故 実習中、授業中、学内演習中、部活動、通学中、修学旅行、 事前に大学が認めた無償のインターンシップ・ボランティア			
Will2	死亡・後遺障害 保険金額 ※1	入院保険金日額 (1日目から補償)	通院保険金日額 (1日目から補償)	手術保険金
	238万円	4,000円	3,000円	入院保険金日額の 10倍(入院中の手術) または5倍(入院中 以外の手術)の額

※1 後遺障害保険金は、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%。

※2 傷の処置や拔歯等お支払いの対象外の手術があります。

（2024年度版 Will パンフレットより抜粋）

①事故発生時の対応

臨地実習中は、実習要項（別途配付）を参照してください。

臨地実習中以外は、速やかに健康管理室又は学務課（学生支援担当）に連絡してください。学外であれば引率教員又は責任者に連絡してください。

②請求手続き

事故が発生してから原則 30 日以内に、保険会社に事故報告をしなければなりません。事故の内容によって書式や方法が異なるため、学務課（学生支援担当）に確認し、手続きしてください。

③保険金の給付

保険金の請求手続き完了後、保険会社の確認を経て、保険会社から指定口座への振り込みによって給付されます。

7. 健康管理

充実した学生生活を送るためには、心身ともに健康な状態であることが大切です。健康管理室では、健康に関する健康相談および保健指導、ケガの応急手当、体調が優れないときの休養のほか、病院紹介、予防接種の連絡などを行っています。心身の変調や心配なことがある際は、健康管理室に来室してください。健康相談の内容によっては、校医の診察を受けることも可能です。

健康管理室

内 容	健康相談、病院紹介、予防接種の連絡、応急手当など
時 間	9 : 00～17 : 50
場 所	健康管理室（4号館1階）
そ の 他	不在の場合は、学務課に連絡してください。

1) 定期健康診断の実施

本学では定期健康診断を毎年4月に実施し、学生の健康管理を行っています。自分の健康状態を知ることは大学生活を送るうえでの基本であり、臨地実習科目を履修するための必須条件となりますので、健康診断は必ず受診してください。

健康診断受診後、健康診断結果通知書を発行（配付）いたします。健康診断結果は必ず確認してください。再検査・精密検査の対象になった学生は、速やかに医療機関を受診し、その結果を健康管理室に報告してください。

2) 健康診断証明書の発行

証明書の内容は、本学で実施する定期健康診断の検診項目となります。就職先などに提出する場合は、必要とする検診項目を事前に確認してください。前述の「各種証明書等」を参照してください。

3) 各種健康診断結果通知書の管理

健康管理室から発行（配布）する抗体価結果及び予防接種証明書（1年次の健康診断結果通知書、小児感染症ウイルス個人票、B型肝炎特別健康診断個人票）は、病院実習などで使用するため、在学期間中は紛失しないよう自己管理してください。

4) 健康保険証（遠隔地被保険者証）の携帯

万一のケガや病気に備えて、健康保険証（マイナンバーカード）を携帯することが大切です。学生本人の健康保険証を持っていない自宅外通学生は、「遠隔地被保険者証」を準備してください。その際には「在学証明書」が必要となることもありますので確認してください。また、病気やケガに備えて、最寄りの医療機関・薬局なども事前に確認しておいてください。

5) 感染症の予防

(1) 普段から感染症にかからないよう、手洗いやうがい、アルコール消毒を励行するなどして、体調管理に努めてください。

活

① マスク着用中の注意点

▼使用中はなるべくマスクに触らないようにする。

▼口周りを覆うフィルター部分には触らないように注意する。

(触った時は、すぐに手を洗う)

② 正しいマスクの外し方

▼ゴムの部分を持ち、上の方に移動させる。

生

▼フィルター部分の表面に触らないよう注意して顔から外し、すぐに手を洗う。

※マスクを捨てる場合は、1・4号館の1階正面玄関付近に専用のごみ箱を設置している

のでそこに捨ててください。

III
学

(2) 病院・施設での実習は、疾病・障害を有する人や小児、産婦、高齢者など、感染にさらされると危険な状態に陥る可能性のある人々を対象とします。また、医療現場ではB型肝炎による院内感染リスクが高いので、感染予防のために以下の項目について、抗体検査後、実習開始前までに必要に応じて予防接種を受けておく必要があります。

■ 抗体検査をする項目

麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、C型肝炎

これらの抗体検査は1年次の定期健康診断時に実施します。費用は大学が負担します。抗体検査の結果は、定期健康診断結果の通知書に記載されますので必ず確認してください。

小児4種の抗体検査の結果が（-）（±）（陰性・弱陽性）で、かつ母子手帳等で2回の接種が確認できない場合は、予防接種が必要です。その際の費用は、学生の自己負担となります。抗体が（+）（陽性）の場合、予防接種は不要です。（「医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版」に沿って、ワクチン対象を決めています）

予防接種は大学行事です。特別な理由がない限り大学で受けてください。

予防接種において、相談がある場合は健康管理室に連絡ください。（011-788-6837）

(3) 毎年、全学生を対象にインフルエンザの予防接種を実施（必須）いたします。予防接種の費用は、学生の自己負担（費用の一部を後援会からの助成）となります。

(4) 「感染症とその出席停止期間」について

次頁表の「感染症とその出席停止期間」に記載されている病名と診断された場合は、至急、学務課に連絡をしてください。診断時から出席停止となります。また、出席が可能になった時には、所定の「欠席届」に医療機関の「診断書（学生氏名、病名、出席停止期間、病院名（医師名）など）」を添付のうえ、学務課へ必ず提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則 18 条・19 条

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	出席停止期間についての補足事項
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS*1） 中東呼吸器症候群（MERS*2） 特定鳥インフルエンザ*3	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ・感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間 ・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者のいる家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防措置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ・感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間 ・感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	新型コロナウイルス感染症(*4)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症の例 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 アタマジラミ 水いぼ 伝染性膿瘍（とびひ）	<p>症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで</p> <p>条件により出席停止となる感染症であり、 ※校長 が学校医の意見を聞き期間を決定する。</p> <p>※本学においては校長を学長に読み替えるものとする</p>	<p>アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍（とびひ）は、通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例</p>

*1 病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る

*2 病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る

*3 病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1、H7N9 である者に限る

*4 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

【参考】出席停止期間の考え方

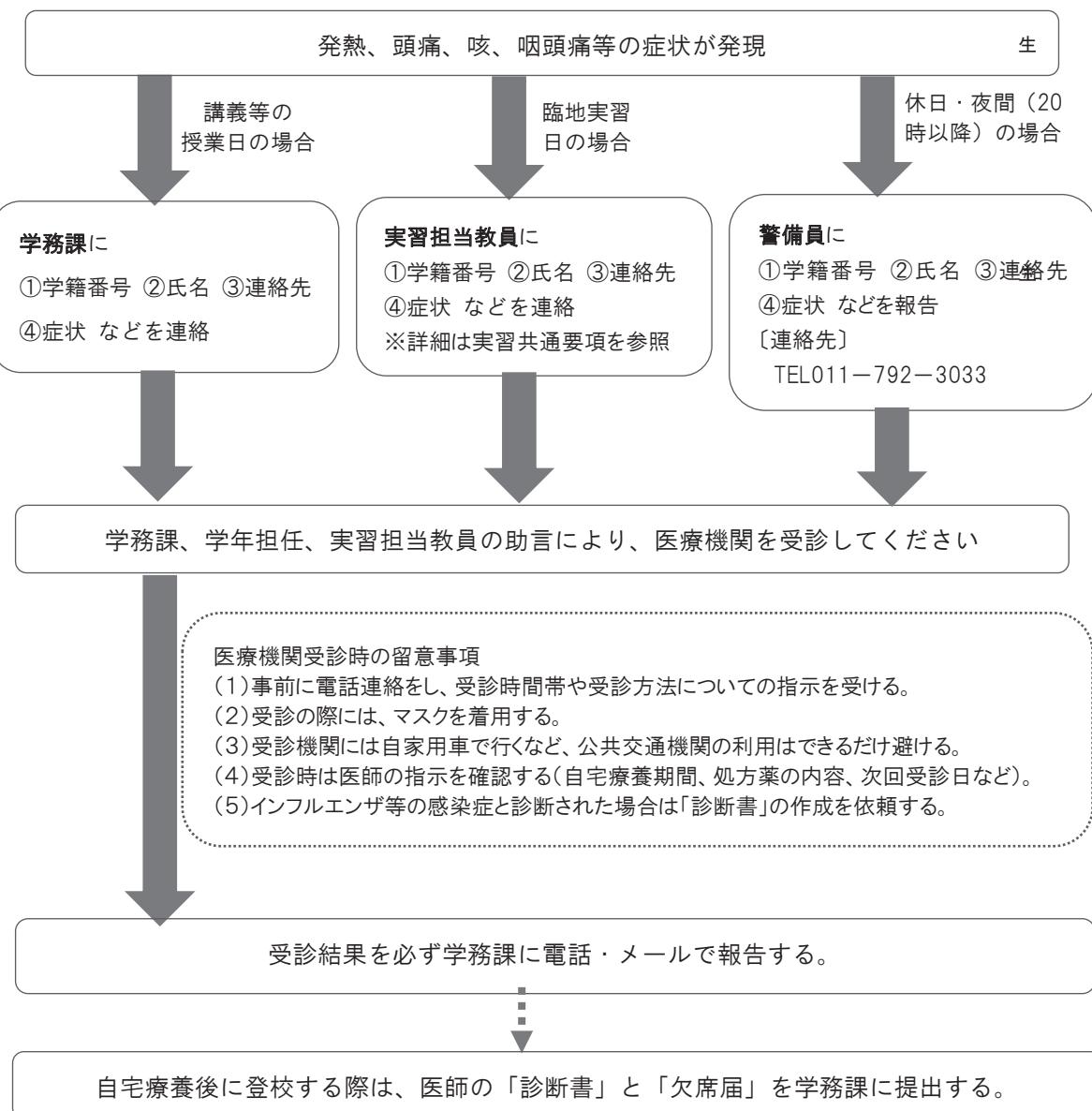
例) インフルエンザの場合

火曜日に発症すると、水曜日から日曜日の5日間は出席停止。(発症した後5日を経過)

かつ金曜日に解熱し、土曜日と日曜日の2日間は発熱なし。(解熱した後2日を経過)

⇒ 最短で月曜日から出席可能となります。

— 感染症（インフルエンザを含む。）の対応手順は、以下に従ってください —



— 感染予防のポイント —

感染に対しては、予防行動が最も大切です。インフルエンザワクチンの接種、手洗いやうがいなどの基本的な予防策とともに、発熱時における迅速な処置や咳エチケットの励行を心がけてください。

8. 学生相談

学生生活を送っている間には、思いがけない問題や悩みが生じることがあります。一人で抱え込むのではなく、人に相談することによって気持ちが楽になったり、良い考えが浮かんだりすることもあります。本学では、次のような相談窓口を設置していますので、気軽に利用してください。

1) 学年担任

学生の最も身近な助言者として、学年担任を配置しています。

困ったことや悩みを打ち明けてみてください。良い助言が得られるでしょう。

2) オフィスアワー

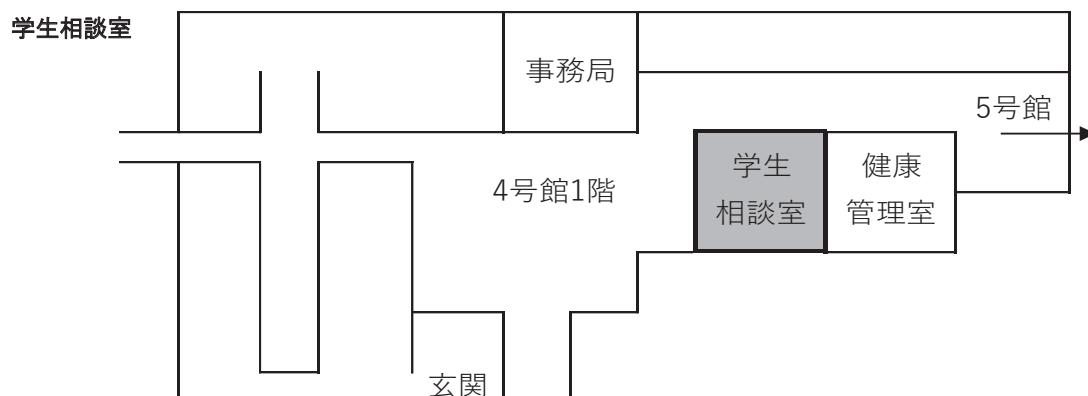
学生が、気軽に教員に相談できるよう研究室を一定時間開放しています。授業や学業に関することから学生生活や進路等に関する相談まで、気軽に研究室を訪ねて話してみてください。ただし、オフィスアワーに設定されている時間であっても、会議や出張等で不在の場合があります。詳細は、「履修要項・シラバス」を参照してください。

3) 学生相談室（カウンセラー）

学生相談室では専門のカウンセラーに相談することができます。学生生活に関する事柄はもちろんのこと、日常生活の中で生じるちょっとした不安や悩みなど、様々な相談に応じます。必要に応じて情報や資料などの提供も行います。一人で抱え込みず、気軽に利用してください。秘密は守られます。

カウンセラーへの相談

相談内容	日常生活、進路、学業、対人関係（友人、家族、異性）、心身の健康など
相談日時	火：12時～18時50分 月・水・木・金：11時～17時50分
相談場所	学生相談室（4号館1階）
相談員	専門カウンセラー
相談方法	直接来室又は電話による相談が可能。 電話 011-788-6843（カウンセラ一直通） メール gsoudan@sapporo-hokeniryou-u.ac.jp [予約用] ※事前予約がなくても、空いていれば対応可能です。 ※電話相談は、実施日・時間帯のみの対応となります。



9. ハラスメントの防止と対策

活

本学では、学生、教職員一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントのない環境を維持していくために、ハラスメント防止・対策委員会を設けハラスメント防止に努めています。

1) ハラスメントとは・・・

ハラスメントとは、「嫌がらせ」「いじめ」を意味します。相手の意に反する不適切な言動によって、相手に屈辱や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたり、人権を侵害することです。生

III
学

自分がハラスメントにあった

- ▼伝えられる場合はその場で、相手にはっきりと「不快だ」「嫌だ」という意志表示をしましょう
- ▼いつ、どこで、だれから、どのようにされたか、また証人や目撃者がいるのか詳しく正確な記録（メモ）を残しておきましょう（問題解決に役立ちます）
- ▼勇気を持って相談してください

友人がハラスメントにあった

- ▼傍観せずに助けましょう
- ▼被害者の相談にのり、精神的に支えましょう
- ▼相談窓口を利用するよう勧め、必要な場合には同行しましょう
- ▼必要な場合には証人になります

相談する勇気を持ちましょう

- ▼圧力や仕返しを恐れることはありません
- ▼言っても無駄であると諦めないでください
- ▼自分にスキがあったからだと、自分を責めないでください
- ▼自分一人で悩んだり我慢したりせず、信頼できる人に相談してください

相談窓口に相談してください

学務課（ハラスメント相談窓口）に相談してください。
相談は、電話、電子メール、手紙などでも受けます。

2) ハラスメント相談窓口

本学にはハラスメント相談員がいます（学内掲示にて公示）。相談員は、みなさんのプライバシーを堅く守ります。

3) 目安箱

1号館1階ロビーおよび5号館3階ラウンジにハラスメント目安箱があります。気になることがあれば気軽に利用して下さい。書式の指定はなく記名でも無記名でも構いません。ハラスメント防止対策委員が週2回確認しています。

*参考資料　・札幌保健医療大学ハラスメント防止・対策に関するガイドライン〔HP参照〕
・札幌保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程〔巻末参照〕

10. 災害対策

火災や地震などの災害は、通学時、旅行中、アルバイト中、就寝中など、いつ発生するかわかりません。万一の場合に備え、非常口、消火器の場所、避難経路などを確認し、日頃から防災について関心をもちながら生活してください。本学においては、年に一度、防災訓練を実施します。

11. 天候による非常事態への対応

天候による非常事態への対応は、以下のとおりとします。

1) 学生の休講措置の条件

午前 7 時および午前 11 時の時点で石狩中部（札幌市、江別市）または石狩全域に次のいずれかの特別警報または警報が発令された場合は、午前および午後の授業を休講にします。

発令警報の種類	確認時刻	休講する时限
①「暴風特別警報」又は「大雨特別警報」が発令 ②「暴風警報」と「大雨警報」が同時発令 ③「大雪特別警報」又は「大雪警報」が発令 ④「暴風雪特別警報」又は「暴風雪警報」が発令	午前 7 時	1・2 時限の授業を休講
	午前 11 時	3・4・5 時限の授業を休講

※ 1. 注意報は該当しません。

2. 日本気象協会では、石狩全域を次の 3 つに分類しています
- ・石狩北部【石狩市、当別町、新篠津町】
 - ・石狩中部【札幌市、江別市】
 - ・石狩南部【千歳市、恵庭市、北広島市】

2) 学生の確認及び連絡

- (1) 学生は、自ら指定されている時刻に天気予報を確認してください。
- (2) 措置については、確認の意味から大学事務局から学生のメールに一斉送信します。なお、メールが受信できなかった学生は、大学に電話で問合させてください。

12. 健全な学生生活を送るための留意点やマナーに関するここと

1) 携帯電話の使用

学内外を問わず、使用の際はマナーを守り、次の事項を遵守してください。

- (1) 授業前に電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (2) 場所（電車内、公共の場所）をわきまえ、周囲の迷惑にならないように配慮してください。
- (3) 自転車を含む車両運転中の使用は、非常に危険ですので絶対に止めてください。
- (4) 校舎内での携帯電話の充電は、ラウンジ以外では禁止します。コンセントの数は限られているので、節度をもって使用してください。

2) アルバイトの留意

学業に支障のない範囲でのアルバイトは、社会の実情や労働環境について学ぶ良い機会となります。医療系学科のカリキュラムは、履修しなければならない単位数が多いため、学業との関連を十分配慮してください。特に実習期間中、アルバイトをすることは控えてください。

大学に寄せられた求人については、学務課（学生支援担当）が学生掲示に案内します。

3) 喫煙・飲酒の禁止

20歳未満の喫煙・飲酒は、法律で禁じられています。

本学では、大学敷地内での喫煙・飲酒を禁じます。大学周辺においても、喫煙・飲酒によって近隣に迷惑をかけることのないように努めてください。特に、喫煙は身体に有害であるだけでなく、本学の特性を踏まえて、安易に喫煙の習慣をつけないようにすることが肝要です。

4) 薬物乱用防止に関する警告

マスコミで報道されているように、薬物乱用にかかる逮捕者が後を絶ちません。言うまでもなく、違法薬物を手にした時点で厳しい社会的制裁（刑事罰）を受けることになります。何よりも心身ともに破壊され、健康被害ばかりではなく人生を台無しにします。

本学としては、皆さんが学生としての本分を自覚し、違法薬物にかかることのないように強く望むとともに、このような違法行為に対しては、除籍処分を含む厳罰をもって対処します。なお、違法薬物に関する悩みや情報があれば、速やかに健康管理室、学生相談室、学務課（学生支援担当）に相談してください。

■ 亂用薬物の種類

覚せい剤、大麻、MDMA、MDA、コカイン、ヘロイン、あへん、向精神薬、ケタミン、LSD、シンナー等有機溶剤、危険ドラッグなど

■ 密売手口

携帯電話、インターネット、親しい友人からの譲り受けなど。

■ 薬物から身を守る方法

- ・薬物は好奇心や誘惑から始まるので、勧められても断固として断ること。
「一度だけなら」「自分だけは大丈夫」とは決して思わないでください。そこから薬物に浸る生活が始まります。入るのは簡単、しかし出るのは皆さんが想像している以上に難しいです。
- ・薬物を入手しやすいような危険な場所や人物に近づかないこと。
- ・「疲れが取れる」「楽にダイエットできる」というたう薬物は、疑う必要があります。

5) 悪徳商法に関する警告

近年、悪徳商法に関するトラブルが増加しています。次のような取引でトラブルに巻き込まれたら、ひとりで悩まずにすぐに学務課（学生支援担当）又は最寄りの消費生活センターに相談してください。違約金を払わずに、無条件で解約できる「クーリング・オフ制度」もあります。

悪徳商法の例

キャッチセールス	街頭で「アンケートにお答えいただけますか？」と近づき、高額な商品の購入契約を迫るもの
アポイントメント商法	電話で「あなたは〇〇に当選しました」と言って、指定場所に呼び出し、無理やり商品を買わせるもの
マルチまがい商法	「会員になれば絶対に儲かる」と甘い話を持ちかけ、お金を出させるもの
資格取得商法	資料を送りつけておき電話などで登録させ、数日後に高額な講座契約を結ばせるもの
携帯電話の不当請求	利用してもいないサイト利用料を支払わせるもの
インターネットショッピング	ブランド商品とうたい購入前払いさせ、実際は偽物を送りつけるもの

消費生活センター

北海道立消費生活センター	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟1・2F Tel (011) 221-0110 相談専用 : 050-7505-0999
札幌市消費者センター (消費者生活相談窓口)	〒060-0808 札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2F Tel (011) 728-2121 窓口 9:00~16:30 電話 9:00~19:00

注) 道内各市町村においても消費者生活相談窓口があります。

6) カルト宗教団体の勧誘活動に関する警告

大学の内外でサークルを装って、学生を勧誘するカルト宗教団体があります。これらの団体の中には、最初は「宗教」や「教会」など内容を明かさずに、音楽、スポーツ、ボランティア等のサークル活動に勧誘し、機会を見て事務所（教会）に連れて行き、知らず知らずのうちに、マインド・コントロールされてしまうものがあります。

これらの団体は、学生を対象に巧妙な手口で声をかけてきますので、勧誘をきっぱりと断る強い意志を持ってください。おかしいと疑問を持ったとき、不審な団体と感じたとき、あるいは勧誘活動を受けた場合は、学務課（学生支援担当）に連絡・相談してください。

7) 海外渡航に関する諸注意

海外では、普段の生活とは異なる環境で、予想もしないトラブルに遭遇することがあります。旅行中の安全と健康は、自分自身で責任を持って十分注意する必要があります。渡航先の情報は事前にしっかりと確認し、必要な知識を身に付けましょう。

事前に、以下の注意事項及びホームページを必ず確認しましょう。

- (1) 海外渡航に関して、事前に親族の了承を得てください。
- (2) 既往歴・現病歴があり、内服中の薬がある場合は、主治医と相談してください。
- (3) 海外渡航届には、緊急連絡手段など必要事項を記入し、渡航前に学務課（学生支援担当）に必ず提出してください。
- (4) 国・地域別の渡航情報・治安情報の事前確認を行い、危険情報のレベルに応じて渡航の判断を行ってください。

⇒ 「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>」

- (5) 渡航先で注意すべき感染症を事前に理解し、必要に応じて渡航前あるいは渡航後にすみやかに該当する予防接種を受けてください。

海外旅行時における感染症や予防接種についての情報は、「厚生労働省検疫所 FORTH 海外で健康に過ごすために (<http://www.forth.go.jp>)」から入手できます。

(6) 渡航中における事故・疾病については、自らの責任で対処するとともに、親族や大学に報告してください。

(7) 出国から帰国までの間に、十分な補償が受けられるよう海外旅行傷害保険※に加入してください。

(8) 滞在する国の法令、交通規則などを遵守するとともに、滞在先の文化や慣習を尊重して責任ある行動をとりましょう。

(9) 海外渡航の前に、たびレジ登録（外務省海外旅行登録）を行ってください。

たびレジ登録は、日程・滞在先・連絡先などを登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、またいざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。
[\(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/\)](https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

III
学

※ 海外旅行保険

環境の異なる海外では、思わぬ病気やケガをする場合があります。その際の医療費は、日本より高額です。また、貴重品等の盗難に遭った際の補償も必要となる場合があります。海外旅行保険には、日本語によるサポートサービスのある商品もあります。クレジットカードに海外旅行保険が付帯されている場合もありますが、補償内容を確認し、できるだけ充実した保険に加入することをお勧めします。

8) 国民年金学生納付特例制度の申請

国民年金は、日本国内に住む20歳以上のすべての人が加入し、保険料を納付しなければなりません。しかし、在学中、所得がなく又は一定額以下で保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」の適用を申請することにより、在学期間中の保険料の納付を猶予（後払い）してもらうことができます。この特例を受けた期間は、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給期間には算入されます（10年以内であれば保険料を追納することもできます）。また、同期間に病気や怪我で障害が残ったときには、障害基礎年金を受け取ることもできます。詳しくは、住民登録のある市区町村窓口又は年金事務所に問い合わせのうえ、所定の申請手続きを行ってください。

9) 学生の声ボックスの設置

充実した大学生活を送ることができる環境の整備に、学生のみなさんの声を活かすことを目的に設置しています。

▼利用方法

右記要望書を記載し、4号館1階事務室前に設置された学生の声ボックスに投函

▼結果

回答は4号館3階ラウンジ前掲示板に1ヶ月間掲示公表します。（個人宛の回答は、掲示公表はしません）

提出日 年 月 日

学生の声ボックス用要望書

記載しましたら、4号館1階事務室前ボックス「学生の声ボックス」に投函してください。

要望事項	
要望事項の現状	
改善案	
希望回答方法	回 承・個人宛（どちらかを丸めて記入してください）
氏名・学籍番号	氏名
注記欄は有効ですが、個人宛の回答を希望する場合は必ず記入してください。	
大学使用欄	受付日： 年 月 日 回答日： 年 月 日

13. 学生の自治活動

1) 学友会・サークル活動

(1) 学友会〔学生自治会〕

学友会は、「学生の、学生自身による、学生のための自治組織」です。4年間の学生生活の充実・向上に向けて意見交換をしたり、大学の運営関係者と交渉したりするなど、必要な活動を展開する学生団体組織です。在学生の中から代表者や役員を選出し、学生自身の力で、自治活動の発展、充実を図る運営に取り組みます。

■学友会が主催・共催する行事

行 事	内 容
新入生歓迎会	在校生と新入生の交流会、学友会、サークル、学生生活の紹介など
学生総会	前年度活動報告と決算報告及び本年度活動計画と予算の承認など
学友会役員選挙	学友会役員の選出
大学祭	イベント、模擬店、企画展示など
体育大会	大学と共に、各種競技や参加者学生間の交流
サークル活動の支援	各種サークルへの活動支援
その他	大学行事や地域ボランティアなどへの参加

(2) サークル活動

学生生活を楽しみ、教養豊かな社会人の形成を目指して行われる学友会の重要な行事の一環です。是非、サークル活動に参加し、より充実した学生生活を過ごしてください。

サークルの結成（加入）については、学友会に問い合わせください。

なお、海外におけるサークル活動については、別に定められておりますので事前に学務課（学生支援担当）まで相談ください。

① サークルの結成

サークルを結成しようとするときは、その代表者は学生5名以上及び本学専任教員を顧問に定め、「団体結成願」に「登録名簿」を添付のうえ、学友会に提出し、学生部長の承認を受けなければなりません。

また、サークル構成員に変更（加入・脱退）が生じた場合は、その都度「登録名簿」を学友会に提出してください。

② サークルの活動報告

サークルの代表者は活動計画を定め、毎月、「月別活動予定表／月別活動報告表」を学友会に提出してください。

③ サークルの分類

体育系、文化系に大別され、その活動状況から次のように区分されます。

なお、活動費補助の取り扱いは、各サークルから提出される「学友会・サークル活動予算計画書」及び「年間活動計画書」に基づき、学友会にて協議のうえ決定されます。

区分	活動基準	活動費補助の取扱
クラブ	活動・練習に継続性があり、計画的な練習、積極的な対外試合等への参加を活動の主体とする団体です。	活 補助対象
同好会	活動・練習を定期的に行い、学内外での活動を主体とした団体です。	
愛好会	趣味趣向のあう学生が集い、学内での活動を主体とした団体です。	活動期間1年を超えた団体は補助対象

生

III
学

④ サークルの昇格

サークルの昇格は、本学学生規程第11条に定める団体（サークル）結成の要件を遵守し、次の条件を満たしたうえで、所定の「団体昇格願」を毎年4月末までに学友会に提出して、学生部長の承認を得なければなりません。

- A. 同好会に昇格を希望する愛好会は、愛好会承認後1年以上の年間を通じて安定的に活発な活動をし、次の実績を有するものとする。
 - ・体育系については、地域の大会・競技会に出場していること。
 - ・文化系については、学外での活動実績があること。
- B. クラブに昇格を希望する同好会は、同好会承認後1年以上の年間を通じて安定的に活発な活動をし、次の実績を有するものとする。
 - ・体育系については、全道（大学含む）の大会・競技会に出場していること。
 - ・文化系については、学外での顕著な活動実績があること。

⑤ サークルの継続

公認されたサークルは、毎年3月の決められた日までに「団体継続願」を学友会に提出してください。期限内に提出されないサークルは公認を取消し、学生厚生室等の利用を制限します。

⑥ サークルの解散

サークルを解散したとき、その代表者は速やかに「団体解散届」を学友会に提出し、学生部長の承認を受けなければなりません。また、サークルが次に該当することとなった場合、学生部長は当該サークルの解散を命ずることがあります。

- ・本学の教育研究活動を妨げたとき
- ・学則その他諸規程等に違反したとき
- ・サークル活動中の事故発生等により、団体の運営が円滑に行われなくなったとき
- ・サークルの構成員が不祥事に関係し、団体活動と密接な関係があったとき
- ・サークル活動が長期にわたって行われなかつたとき

⑦ 学外団体への加入・脱退

本学サークルが、学外の団体へ加入しようとする場合、その代表者は速やかに学友会に報告し、学生部長の承認を受けなければなりません。また、学外団体を脱退したときは、学友会に報告し、学生部長の承認を受けなければなりません。

2) サークル等の施設設備の利用方法

(1) 体育館の利用

各サークルには、「体育館利用割当表」に基づき、体育館の利用を認めています。責任者（部長・監督・コーチ）の指示・管理のもと、他のサークルなどに迷惑をかけることがないよう留意してください。

利用時は、各学生に貸与されている更衣ロッカー及び上履シューズ（個人で用意）を使用してください。利用後は、各自モップがけを行い、使用した用具を所定の位置に戻したうえ、退館時には照明器具の消灯及び暖房機の停止を確認してください。

なお、休業日の利用については、学務課（学生支援担当）に問い合わせてください。

また、本学の学生は、学園施設であるスポーツクラブ「スポーツプラザ iB」を有料で利用することができ、専任のインストラクターによる指導も有料で受けることができます。詳しくは、直接、問い合わせてください。

「スポーツプラザ iB」 札幌市東区北 11 条東 6 丁目 Tel (011) 753-7073

-主な施設・設備-

プール、フィットネスマシンジム、スタジオ、ランニングコート、トレーナールーム、スカイコート

(2) グラウンドの利用

各サークルには、「グラウンド利用割当表」に基づき、グラウンドの利用を認めています。責任者（部長・監督・コーチ）の指示・管理のもと、他のサークルなどに迷惑を掛けることがないよう留意してください。利用後は、使用した用具を所定の位置に戻してください。なお、休業日の利用については、学務課（学生支援担当）に問い合わせてください。

(3) 体育施設の利用制限

所定の手続き、規律ある体育施設の利用などが守られない団体には、大学公認のサークルとして認めないばかりではなく、施設利用を制限しますので留意してください。

また、体育施設の利用が授業、行事、特別に認められた学外者の利用などと重複した場合にあっては、各サークルよりも前者を優先します。

14. キャリア形成支援

活

本学は、学生一人ひとりが主体的に4年間の学修を積み重ねることにより、自己の目標を明確にして学修し続ける専門職業人の育成を目指しています。キャリア支援は、専門職業人として歩み出す閑門である「国家試験対策支援」、そして卒業後のキャリア形成としての「進学・就職支援」を行っています。

◆看護学科

看護学科では、学年進行に対応した活動を計画し実施しています（次ページ表）。

生

学年	国家試験対策支援	進学・就職活動支援
1年次	ガイダンスにおいて国家試験の概要説明を行い、在学年の国家試験対策委員を選出します。	後期に、看護師、保健師、助産師として勤務する卒業生を講師として招き、実際の仕事に関する講話を聞く「三職種講演会」を開催します。学生は、それぞれの職種についての理解を深め、今後のキャリア形成等を考える機会とします。
2年次	国家試験対策補講等を実施し、過去問題集を用いて自己学修を進めます。模擬試験を1回実施します。	前期ガイダンスにおいて将来の進路を自分で考え、自分で選択する大切さを理解します。さらに、進学・就職活動の基本を学びます。なお、希望の学生は「学内就職説明会」に参加可能です。
3年次	国家試験対策補講やDVD視聴による学修と過去に出題された必修問題を繰り返し解くことで知識を定着していきます。必修問題の模擬試験を実施します。	札幌市内・外の病院及び行政の方を招いた「学内就職説明会」を実施します。また、就職情報会社による「就職ガイダンス」を実施し、就職活動に向けての心構えやマナー、就職活動の進め方、志望動機書の書き方といった具体的な就職活動の進め方について説明します。また、保健師として行政への就職を希望する学生に対し、「公務員ガイダンス」を実施し、公務員試験対策について説明します。
4年次	1～3年次までの学習を基盤とし、主体的に国家試験に向けた学習計画を立案してもらいます。 また、国家試験対策補講による学修と過去に出題された問題を繰り返し解き、複数回の模擬試験で知識の定着を確認します。ゼミ担当教員が個別にサポートします。 なお、保健師を目指す学生向には前年度の試験傾向、学習の進め方について説明します。学内教員による補講を実施し、学生の希望に沿った模擬試験を実施します。	ゼミ担当教員、キャリア開発委員会教員、進路支援課職員が連携して学生の就職活動をサポートします。 希望者には面接練習、小論文対策、志望理由書添削などを実施します。

III
学

4年間の看護師国家試験対策の年次目標と具体的内容

	1年次	2年次	3年次	4年次
学修目標	基礎的知識の修得	基礎的知識・技術の修得	専門的知識・技術、実践と知識の統合	統合と応用
位置づけ	学習姿勢の土台を作る期間	必修問題の傾向をつかむ期間	必修問題に取り組む期間	必修問題の仕上げと一般状況問題に取り組む期間
国試対策目標	1. 国試の概要を知る 2. 毎日の学修習慣をつける	1. 自宅学修時間を増やす。 2. 必修問題の傾向をつかむ 3. 主題的な学修姿勢を身につける	1. 模試、補講を受ける。 2. 自身の課題を知る 3. 1月までに必修7割を目指す	▶ 5月までに必修8割を目指す ▶ 11月までに一般状況7割を目指す ▶ 1月までに必修8.5割 一般状況7.5割を目指す
具体的な学修内容(例)	必修対策 ▶ 1月～3月(春休み) キホンの養本1巻分実施	必修対策 ▶ 5月業者ガイドンス補講 (出た問70%配付) ▶ 9月までに出た問70%×1周目完了 ▶ 12月までに出た問70%×2周目完了 ▶ 3月までに出た問70%×3周目完了 低学年模試 (人体構造機能、病態生理、基礎看護)	必修対策(さわ研・看護rooなどの無料DL) ▶ 6月までに：キホンの養本1～3巻×1周目完了 ▶ 8月までに：キホンの養本1～3巻×2周目完了 ▶ 2月までに：キホンの養本1～3巻×3周目完了 国試委員企画による補講(DVD学習) 模試(必修) 5月(2年次の学修状況評価) 1月(3年次12月までの学修状況評価)	一般状況対策 ▶ 5月までに：過去問題1～5年分×3周 ▶ 8月までに：過去問題6～10年分×3周 ▶ 11月までに：過去問題11～15年分×3周 ▶ 1月までに：苦手な分野の見直し ※上記は最低限実施することを推奨する(例)であり、学生個々に年度初めに、問題集など購入したものは各自で計画的に取り組む。 対策講座：夏～秋(東京アカデミー予定) 模試 5月、8月、10月、12月、1月
国師対策委員・教員(キャリア開発委員、担任)	(キャリア)国試委員選出 (キャリア・委員) 過去問題印刷・配付 (担任)個別の学修方法についてアドバイス	(委員)学内受験模試の運営 (キャリア)「Sessa Takuma」出た問70%版の運用 (担任)個別学修サポート	(委員)DVD学習の内容を決定。学内受験の模試運営 (キャリア)「Sessa Takuma」出た問70%版の運用 (担任)個別学修サポート	(委員)模試実施時の運営(出欠確認・問題配付、回収) (担任)ゼミ担当教員が、個別指導を行う。 (キャリア)「Sessa Takuma」一般状況版の運用 学習環境の調整 学習状況の評価と学修の促進
2021.7 策定(2024.1一部修正) キヤリア開発委員会				

看護学科 就職支援・国家試験対策年間スケジュール

模試や補講、ガイダンス等の日程は、変更になることがあります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就職支援 1年次												
国試対策 就職支援 2年次												
ガイダンス 就職支援 3年次												
就職支援 4年次												
実習期間(7月)												
●業者国試ガイドンス補講												
実習期間(9月)												
●個別相談・模擬面接												
心専書類添削												
進路状況調査												
●進路希望調査												
実習期間(5月～9月)												
●業者補講 (必修)												
●模試②												
●保健師国試補講												
●模試①												
●模試④												
●模試③												
●保健師模試②												
●保健師模試①												
●保健師模試③												
●保健師模試④												
●模試⑤												
●模試⑥												
●春休み国試対策学習課題												
●実習期間(11月)												
●模試												
●公務員ガイダンス(保健師)												
●公務員がイダンス(保健師)												
●DVD視聴学習												
●春休み国試対策学習課題												

◆栄養学科

栄養学科では、学年進行に対応した活動を計画し実施しています（次ページ表）。

学 年	国家試験対策支援	就職活動支援
1年次	1年次から学修進度に応じた国家試験対策を実施します。管理栄養士国家試験の概要や4年間の効率的な勉強法、タイムスケジュールなどについて指導します。1年次には、主に専門科目の基礎となる科目を配置しています。これらの科目の知識を定着させることができが学びの土台となるため、日々の科目を確実に修得するように指導します。学修進度に応じた「国家試験模擬試験」も実施します。	「就職活動のてびき」をもとに、4年間の就職活動全般に関するガイドを行います。 また、グループワークを通じて、社会と自分自身との関わりや仕事や職業について考え、働く意義を学ぶほか、働く時に大切なコミュニケーション力を磨くための演習等を行います。
2年次	学修進度に応じた「国家試験模擬試験」を複数回行います。担任とキャリア開発委員（教員）が連携し、個別に試験対策の勉強法についてサポートします。	病院・福祉・行政・企業において、管理栄養士として働く卒業生を招いたガイドを行います。学生は実際の仕事に関する講話を聞くことで、それぞれの職場理解を深め、自分の進路の参考とします。 また、「公務員ガイド」を実施し、行政で働く管理栄養士に関する受験までのスケジュールや公務員試験対策について説明します。 さらに、給食委託会社、ドラッグストア、食品会社の方を招いたガイド（企業説明会）を実施します。 なお、3年生向けのガイドとして、就職情報会社等による就職情報、就職活動に向けた心構えやマナー、自己分析、履歴書の書き方などの講座を行います。
3年次	外部業者や学科教員による「国家試験対策講座」を行います。「国家試験業者模擬試験」を実施しながら実力をつけているよう担任とキャリア開発委員（教員）が連携しながら、全面的にサポートする環境を整えていきます。	担任、キャリア開発委員会教員、進路支援課員が連携を図りながら、相談、面接練習等、個別にきめ細かな対応を行いながら就職活動をサポートします。就職率に加え、学生の満足度100%を目指した支援を行います。
4年次	栄養学科は国家試験合格に向けたチューター制を採用しており、学科教員が少人数制で丁寧に支援します。外部業者による模試・補講の他に、学科教員による補講を取り入れながら全面的にサポートする環境を整えていきます。	

栄養学科 就職支援・国家試験対策年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
就職支援 1年次 国試対策	●ガイダンス		科目『管理栄養士論』							●ガイダンス (コミュニケーション講座)		
	●ガイダンス (キャリア支援とは)	学担面談			●ガイダンス (国試概要、学習方法)		●ガイダンス (模試①結果返却)	●模試①		●ガイダンス (模試案内)		
就職支援 2年次 国試対策		学担面談		●ガイダンス①(給食委託会社)		●ガイダンス②(病院・福祉施設・行政)	●ガイダンス③(企業)		●公務員ガイダンス(栄養士・栄養教諭)	●ガイダンス (就職サイト活用講座)		
	●ガイダンス ・模試①			●ガイダンス (過去問題題付)		●ガイダンス (模試②結果返却)	●模試②		●ガイダンス (模試案内)			
就職支援 3年次 国試対策	●ガイダンス (就活スタートアップ講座)		●ガイダンス (インターネットアップ講座)		●ガイダンス (接遇マナー講座)		個別相談・模擬面接・応募書類添削		●ガイダンス (履歴書・自己PR講座)	●ガイダンス (マイク・着こなし講座)		
	●ガイダンス ・模試①	学担面談		●ガイダンス ・模試①結果返却)		●ガイダンス ・模試②		●公務員ガイダンス (栄養士・栄養教諭)	●対策講座Ⅱ (学内見)	●ガイダンス (模試③結果返却)		
就職支援 4年次 国試対策		学担面談		●ガイダンス ・模試①	●対策講座Ⅰ		●模試②		●ガイダンス ・模試③			
									●ガイダンス (模試④)			
									●ガイダンス ・模試⑤			
									●対策講座Ⅱ			
									●模試⑥			
									●ガイダンス (国試受験手続き)			
										●対策講座Ⅲ		
									●模試⑦			
									●模試⑧			
									●ガイダンス (国試心得)			
										件		
											件	
												件

15. 学内で実施される主な行事

1) 新入生歓迎会

学友会が主催して行う行事です。サークル紹介など新入生が実りある学生生活を送れるようにサポートをします。

2) 体育大会

学生が実行委員会を組織します。スポーツを通じて他者と共存することを意識し、学生個人が主体的に参加し、学年の垣根を越えた交流を行い、協調性を養う行事です。

3) 大学祭

学友会が主催して行う行事です。サークルや学生有志による模擬店、ステージ発表、看護体験演習などの各種イベントを行っています。学生同士、また地域の方々と学生との交流の場となっています。

年 度	テーマ
2014 年度	「WILL ハジマリ。～World Wide Satuho～」
2015 年度	「COLOR ～わたしたちの色～」
2016 年度	「仕合せ ～人と人とのつながり～」
2017 年度	「めばえ ～鶴は千年、亀は万年、札保は永年～」
2018 年度	「飛 跳 ～あつまの未来を応援しよう！～」
2019 年度	「革命」
2020 年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
2021 年度	「Re Start」オンライン 開催
2022 年度	「Lets' try」
2023 年度	「新～地域を繋ぐかけ橋～」